

# 福岡地方労働審議会議事録

## 家内労働部会

1 日時 : 平成23年12月19日(月) 9:59~11:55

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)  
上島 俊一  
河地 洋子  
益村 眞知子(部会長)

**【家内労働者代表委員】** 1人(定数3人)  
上田 静生

**【委託者代表委員】** 3人(定数3人)  
鶴 繁樹  
原田 雅宏  
松岡 嘉彦

**【福岡労働局】** 労働基準部長 横尾 雅良  
賃金課長 川口 広昭  
課長補佐 金原 勝晶  
専門監督官 満井 憲嗣  
ほか

### 4 主要議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について

### 5 審議内容

課長補佐 定刻より少し早めでございますが、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期初めての家内労働部会でございますが、まだ、部会長並びに部会長代理が選出されていません。このため、部会長、部会長代理を選出していただくまで、事務局より進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金課長補佐の金原でございます。よろしくお願いたします。

最初に辞令の交付でございますが、福岡地方労働審議会本審委員の方は、すでに辞令は交付されておりますので、今回、家内労働部会委員に御就任いただきます臨時委員の方に辞令を交付させていただきます。時間の都合もございますので、あらかじめ該当する委員の方の席に辞令を準備させていただきましたので御確認ください。任期は、平成23年10月1日から平成25年9月30日までとなっております。

また今期の家内労働部会委員につきましては、資料No.1の「福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿」のとおり本審会長から指名されておりますので、併せ御確認ください。

ここで、名簿順にお一人ずつお名前を読上げますので、おそれいりますが一言御挨拶をいただきたいと存じます。

最初に公益代表委員 上島俊一委員でございます。

上島委員 (挨拶)

課長補佐 同じく公益代表委員 河地洋子委員でございますが、少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、まだ到着されていません。

続きまして、同じく公益代表委員 益村眞知子委員でございます。

益村委員 (挨拶)

課長補佐 続きまして、家内労働者代表委員 上田静生委員でございます。

上田委員 (挨拶)

課長補佐 同じく家内労働者代表委員の上野茂伸委員につきましては、本日欠席でございます。

同じく家内労働者代表委員の砂長勉委員につきましても、少し遅れるとの連絡を受けておりますが、まだ到着されておりません。

続きまして委託者代表委員 鶴繫樹委員でございます。

鶴委員 (挨拶)

課長補佐 同しく委託者代表委員 原田雅宏委員でございます。

原田委員 (挨拶)

課長補佐 同しく委託者代表委員 松岡嘉彦委員でございます。

松岡委員 (挨拶)

課長補佐 ありがとうございます。

次に、事務局を代表いたしまして、労働基準部長の横尾より皆様に一言御挨拶申し上げます。

労働基準部長 (挨拶)

課長補佐 ここで、事務局の紹介をさせていただきます。

賃金課長の川口でございます。続きまして専門監督官の満井でございます。続きまして統計調査係長の前田でございます。

以上が事務局職員でございます。

それでは、議題に入ります前に定数の確認でございますが、本日は、労働者代表委員の上野委員が御欠席でございます。

それから、先ほど申しましたように公益代表委員の河地委員と家内労働者代表委員の砂長委員がまだ到着されておりませんが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たしておりますので、その旨御報告いたします。

次に、今期から新しく委員に御就任された方もおられますので、最初に家内労働部会の役割について、御確認させていただきます

本日の資料の中に参一2「福岡地方労働審議会運営規程」がございますが、この資料の最後のページの別表を御覧になっていただきたいと思います。

家内労働部会は福岡地方労働審議会の一つの部会として、家内労働に関する事項について、調査審議し、必要な事項について建議する機関という位置づけになっております。したがって、この部会では、家内労働に関する行政の取組内容などを事務局から御報告し、それに対して、皆様の御意見をお聞きし、その結果を福岡地方労働審議会に報告することになります。

それでは、議題に入ります。

最初に議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

地方労働審議会令第6条第5項及び第7項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会

で御承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

課 長 補 佐 ありがとうございます。  
それでは事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局から御報告いたします。  
部会長に益村委員、部会長代理に上嶋委員 という結果でございましたが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

課 長 補 佐 ありがとうございます。  
それでは、部会長を益村委員に、部会長代理を上嶋委員にお願いしたいと思います。  
ここで、益村部会長に一言御挨拶をお願いいたします。

部 会 長 (挨拶)

課 長 補 佐 それでは、ここからは、部会長に議事進行をお願いいたします。益村部会長よろしくお願いいたします。

部 会 長 引き続き議事を進めてまいります。  
本日の議事録の署名を、家内労働者代表委員上田委員、委託者代表委員松岡委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

上 田 委 員 (承諾)  
松 岡 委 員

部 会 長 それでは、議題(2)の「福岡県における家内労働の現状について」です。事務局から説明をお願いします。

専 門 監 督 官 [ 資料No.2 福岡県における家内労働の現状(平成23年4月1日現在) ]  
に基づいて説明。

部 会 長 ただ今、河地委員が到着されましたので、河地委員の方から一言挨拶をお願いいたします。そのあと皆さまから質問意見を伺いたいと思います。

河 地 委 員

(挨拶)

部 会 長

それでは、「福岡県における家内労働の現状」を御説明いただきましたが、それについての御質問等はありませんでしょうか。

各 委 員

(無し)

部 会 長

無いようですので、私の方から質問したいのですが、第3表の委託者数・家内労働者数についてですが、パコラという折り込みチラシで開拓されたということでしたが、E14のパルプ・紙・紙加工品製造業について委託者数が去年と同じになっているのは、去年あったところが倒産して、新規の分と相殺されて数が同じになったというように、数字は同じだけれど内容が変わったと判断してよいのですか。

賃 金 課 長

今回、パコラ等で把握したのは、どちらかといえば婦人服・男子服製造業についてでした。

紙・紙加工品は前年度多く把握しましたが、今回の新規把握はありません。倒産等は無く、内容は変わっていません。

部 会 長

もう一点ですが、E32その他の製造業が比較的多いということでしたが、E18、E32がトータルで委託者が35、家内労働者が858となっておりますが、内訳がどれくらいか、もし分かっておられたら教えてください。

賃 金 課 長

数字の方は調べまして、後ほどお答えします。

部 会 長

それでは、続きまして、議題(3)「福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について」ですが、これに関連しまして、実態調査が実施されているようですので、最初に実態調査結果について御報告いただき、引き続き経済状況等関連資料について事務局から説明をお願いします。

専 門 監 督 官

資料No.3 第10次最低工賃新設・改定計画  
資料No.4 平成23年福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果の概要  
資料No.5 福岡県最低賃金額(時間給)の上昇率と最低工賃額  
資料No.6 九州における婦人服最低工賃一覧表  
資料No.7 九州他県との婦人服関係最低工賃の比較  
に基づいて説明。

賃 金 課 長

資料No.8 県内経済の動向（平成23年11月）  
資料No.9 10月の中小企業月次景況調査  
資料No.10 県内景況情報 9月期  
資料No.11 繊維・ファッション産業の最近の動向  
に基づいて説明。

部 会 長

ありがとうございました。  
ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

上 田 委 員

質問を一つよろしいですか。

資料2の第3表の業種別委託者数と家内労働者数が一覧になっていますが、この中で、婦人服製造業だけが突出して委託者が急減しているし家内労働者も急減しているように思えるんです。

先ほどの説明の中で、景気が悪いということが出てまいりましたが、景気が悪い中で他の業種の減少数が大したことがないのに、婦人服だけが減少した理由を、局としてはどのように分析しているのかお聞かせ願いたい。

賃 金 課 長

婦人服だけに限らず衣類関係が落ち込んでいるというのは全国的な状況です。  
別添資料の「家内労働のしおり」32ページを御覧になれば、平成22年と平成21年の差が12.2%ということになっております。福岡県に限らず繊維関係はリーマンショック後、特に落ち込みがひどい状況となっております。

部 会 長

今の上田委員の御質問は第3表のE11で特に婦人服製造業で委託者・家内労働者共に著しく減少している理由は何かということだったと思うのです。

男子服製造業でしたら委託者・家内労働者共にあまり減少していない。ところが婦人服につきましては半減に近いような状況ですよ。なぜ婦人服だけがこのように委託者・家内労働者共に減少しているのかということの御説明を求められていると思います。

鶴 委 員

よろしいですか。

これはですね、私たちメーカーは分かるんですけど、食品とか紙パルプというものはなかなか外国に持っていけないものが多いんですよ。ところが、この婦人服というものは外国、特に中国、ベトナム、タイ、ミャンマー等に持っていける。

これが一つの理由で、もう一つの理由は低価格の婦人服のチェーン店などが出てきたためです。

いままで百貨店とかそこそこのスーパーで売られていた婦人服なんか「しまむら」さんとかそういうところで多く販売されるようになると、それに合わせた

工賃でやらなくてははいけない。そうなるともう日本じゃやれないということが、主な原因ではないかと私は思います。

部 会 長 男子服はそれほど競合する部分はないんですか。

靄 委 員 比較的婦人服の方が激しいんですよ。

部 会 長 この関連では、河地委員がお詳しいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

河 地 委 員 婦人服と男子服では、生産量が全然違うんですよ。  
だから国内生産量が減ってくるということが婦人服は目立っているのではないかと思います。私の大学でもメーカーがつぶれてしまって、福岡内では就職が無いんですよ。

みんな中国へ移動されたんですね。中国に移動したけれど、帰ってこれない。そして廃業する。そういうところがたくさん見られます。

部 会 長 特にここ何年間くらいの現象ですか。

河 地 委 員 ここ5年くらいでしょうか。  
今年は特にそれが目立っている。

靄 委 員 みんな言いますね。もう限界に来たと。国内で我慢したけれどももう駄目だと言いますからね。

上 田 委 員 それは、婦人服に限った現象なんですか。  
福岡では男子服製造業にはほとんど影響は無いようにしか見えないんですが。

靄 委 員 残っている男子服は高級とか、そういうことではないんですか。

原 田 委 員 私のところはどちらかといえば注文服なもので、倒産ということもそれほど多くなく、婦人服製造業とは事情がちょっと違っております。

しかし、委員の皆様が言われていることは大体当たっているのではないかと思います。

部 会 長 特に今年ということをおっしゃっていましたが、3.11以降急激に円高になりまして、円の最高値を記録しました。これほど著しい円高である以上輸出も中々難しいということで中国に流れていきましたが、中国も人件費が高くなっています

から、ベトナムやミャンマーなどに企業が進出するようになりました。

したがって、そういうところに出られないところは倒産の方向に行くのかなと思います。こういった繊維業界はなおさらその影響が強く出ているのではないかなと思います。逆に言うと、来年、再来年とこの影響はさらに出てくる。データとしても出てくると感じていますので、とても状況は厳しいと思っております。

河地委員 工賃のところで「ボタン付け」などの工程は、みんな同一の金額となっておりますよね。

不思議だなと思うのは、30万円の服と1万円の服で「パット付け」が同じ金額なことですね。

今後日本がやらなくてはいけないことは、日本の技術を大事にして、良い服を作っていくことです。安い服は作らなくていいんじゃないかなと思うんです。独特の生地を作っていくとか、良い服はやはり日本で作らないといけないとか、国自身もそういう方向を考えていかないといけないと思います。

スエットスーツで日本中が動き回るといふ怖い時代になるのかなという感じがします。

鶴委員 だから、おっしゃるように、単価にもかなり差があるんですよ。日本で残るのは、ある程度こだわった、そういうものしか残らないし、またそういうものを残すべきと思うんですよ。そうすると逆にこういった人件費というものは自ずと下がらざるを得ない。安いものは安い国で作るしかない。競争の原理ですから。それがどんどん進んでいくと思うんですよ。だからを家内労働を維持しようとか高めようとかいうのは実際は無理ではないのかなという気がするんですよ。

だから先ほど申しました、大量に売っている「しまむら」さんとかが扱っているものは向こうに行かざるを得ないというのが、現実であろうと思うんです。

それが現実になっており、逆転するのはかなり難しいと思うんです。

河地委員 いいものは違ってくると思うんですよ。ジャケット30万円とかそういう服だったら違ってくるんじゃないかなと思います。

松岡委員 この前テレビで「鎌倉シャツ」というかなりいいシャツを製造する工場の説明をやっていましたが、おそらくこういうところは家内労働には出さないんですよ。自分の工場の中できちんと行程管理して、品質管理をして作りこんでいく。その代り価格は高くなります。だからそういう意味で言ってもこの家内労働というものは海外に逃げていくかあるいはやめるか、そういう方向に追い込まれていくのは已むを得ないでしょうね。

河地委員 私が疑問に思ったのは、「ジャケット」がいくらと決まっていますが、「ジャケ



ット」の中にはポケットがたくさんあるジャケットとポケットのないジャケットとがありますが、なぜ価格が同じなのでしょう。

賃金課長 最低工賃は工程ごとに決まっております、「ジャケット」1着につきいくらという決め方はしていません。

今回の調査では8委託者が、1着いくらという決め方をしておりましたが、その価格は最低工賃に拘束されず自由だということになります。

薮委員 この間テレビであってたんですけれど、今中国あたりに富裕層というものが出てきたことによって、日本産のものが向こうでも受け入れられるようになってきているんです。

ですから、日本に残された道はこういうところだと思うんですよね。国内で生産するという事はそういうこだわったものを作ってあげたいんです。

まだメイドインジャパンというものは、アジアでは優秀と思われているので、私たち食料品製造業も、輸入物に押されて戦々恐々として、規模をどんどん縮小してきたんですけれど、今国内に残っているものは輸出もできるのではないかと感じておりました。

ところが、円高が問題なんです。

これは早くどうにかしてもらわないと、これが妨げになっているという状況です。

河地委員 家内労働をしている人たちの年齢層が上がっていますよね。その方々は40代からやっていたらしゃったと思うんです。

今の50代の人達って、スーパーに出た方が1時間700円とか800円でするので、出ちゃうんですよね。よっぽど好きな人しか家内労働をしないんですよね。ですからこの年齢も数字だけでは測れないものがあるのかなと思います。

上島委員 関連ですが、資料No.4の13ページですね。第20表についてさっき家内労働はテレビを見ながらということでしたが、多分40代以上の方は結構集中してやっていると思うんですよ。それにもかかわらず、279円相当ということで、最低賃金と比較すれば、17年とか19年とかであれば64%とか65%になっているんですが、23年6月で見れば4割ぐらいしかありません。これから見ると工賃はかなりシビアですね。

ただし、いろんな状況を聞けば、上げるのは難しい。まして福岡県は他県より高いんですよと言われるとそうかなと思うんですけれど、最低賃金とのバランスから見れば、こんなに安かったら、だんだんと他のほうに流れてしまうことになりはしないかと心配ですね。

最低工賃を上げるとなると、多分、今おっしゃるように安いものを作っている

ところは成り立たないということで、やっている人が少なくなるのではないかと  
いう心配もあるわけなんですよ。いずれにしても安すぎるということなんです  
よ。

同じ働きながらこんなに差があっているの、せめて最低賃金の6割くらいは最  
低工賃の金額があればよいという気もします。

婦人服の場合が最低賃金に比較すると4割ですけど、婦人服に限りません  
が、家内労働そのものの工賃額が最賃の6割とか4割とか低いです。

多分統計はとっていないと思うのですが、その程度の金額になりますか  
ね。

賃 金 課 長      お手元の資料の「家内労働のしおり」の最後のほうに統計資料があるのですが、  
39ページに全国平均をとりました家内労働者の一か月の工賃が出ております。

男性と女性で金額は違うのですが、業種によってもバラつきがあるという  
ことで、今回この棒グラフの「衣類・その他の繊維製品」というところ見ると一  
か月当たり43,432円。これが全国平均の数字といえます。最低賃金にくら  
べても今福岡では、120,000円くらいですからこれに比べてもかなり低い  
ということが言えます。

部 会 長      13ページに関する限りは先ほど専門官が説明したように12ページのデー  
タで6万円以上のところが今回は0なんですよね。そのあたりがかなり効いてい  
ると思います。

鶴 委 員      家内労働というものはかなり統計が取りづらいと思うんですよ。というのは私  
たちでも季節性がありまして、たとえば一番工賃収入が多い人で、10万以上支  
払いがあるかとおもえば、ない時期は0なんです。それが、どういうふうに反映  
されているのか。12か月で割ってしまうと低くなるんですが、本当にやった月  
だけで計算するとかなり高い額になるということもあるんですよね。

だからおそらく、工賃額は411円、423円、279円になっていますが、  
おそらく頻度の問題が大きくて、単価が下がったわけではないと思うんですよ。

先ほど1つだけ工賃単価が下がったというところがありましたが、ほとんどの  
ところが上がっているのです。

部 会 長      そういう意味では12ページの第17表で6月について前々回の同月分と比  
較するとそういう季節性のところが比較可能だと思います。

ただ、リーマンショックや今年の震災以降の統計なので、このダブルパンチの  
影響で6万円以上のところが減っているのかなと思います。

賃 金 課 長      関連の表としましては、資料No.4の8ページの第11表「家内労働者への委託



- 部 会 長            ありがとうございます。  
今の事務局からの考えに關しまして家内労働者代表の上田委員はどのようにお考えですか。
- 上 田 委 員            その前に質問があります。  
前回3点確認されたとのことでしたが、1点目は何だったのですかね。
- 賃 金 課 長            1点目は、婦人服製造業に關する当時の家内労働実態調査の結果、8割の委託者が工賃を引き上げていなかったことでした。
- 上 田 委 員            家内労働者側としては、基本的には事務局の提案を是としますけれど、10年間、最低工賃が全然上げられないというこの実態を、最低賃金と比較したときにこれをこのまま維持してよいのかという問題があります。  
結局、いろんな取り巻く環境はあるでしょうけれど、働いているのは人間ですから、專業、副業、内職それは別としても、人が実際に働いていることも決して忘れてはいけませんし、生活者としての生活が成り立つようにこの審議會は検討しないとはいけません。  
あまりにも取り巻く環境にとらわれて、働いている人への視点を忘れてはいけないと思います。  
いろいろ言いたいことはありますが、先ほどから学識経験者の意見を聞いておりますと、今回は見送りということは、已む無しかないと思います。  
以上です。
- 部 会 長            ありがとうございます。  
では委託者代表委員として鶴委員はどのようにお考えですか。
- 鶴 委 員            確かに上田委員が言われるとおりに、できれば生活者のために切り上げていくそういうことが一番好ましいのですが、私たちは業種が違うんですけれど、今の婦人服の環境を見ますと、日本の賃金が上がってきてアメリカをしのぐほどの高い額になってきた。今、中国の賃金が上がってきたといってもまだ10倍の開きがある。これはいかんともしがたいものがあって、世界最高と言われる日本の賃金をさらに上げてやる。それは素晴らしいことなんですけれど、振り返ってみるとどんどん日本から工場がなくなっていく。雇用の場がなくなっていく、というのも確かなことですので、ここは今の環境では上げられる状況ではないんじゃないかというのが私の考えです。
- 部 会 長            ありがとうございました。  
原田委員いかがでしょうか。

原 田 委 員        そうですね、我々と業種も違うし、金額だけの問題ではない気もするし、やはりこれは衰退していく業種だと思いますので、工賃額だけの問題ではなくなっているのではないかというのが、私の感想です。

部 会 長        工賃のアップについてですが、今回は現状維持ということでよろしいでしょうか。

原 田 委 員        よろしいと思います。

部 会 長        わかりました。  
松岡委員はいかがですか。

松 岡 委 員        同じです。

上 田 委 員        ひとつ補足があります。  
先ほどいただいた資料4の中の第12表ですね。  
8ページから9ページを見ましても、実際に払っている工賃額が、最低工賃を下回っているというところがすぐわかりますね。  
婦人服製造業の最低工賃は今回はこういう形で見送りということになります  
が、最低工賃を下回ったところにそれなりの監督指導を強化していただきたい  
と思います。  
最低賃金のようにはないとおっしゃったんですけど、「家内労働のしおり」  
の中の7ページ、最低工賃（法第8条～第16条）の中に 最低工賃未満で  
支払う約束をしても無効とありますので、今まで最低工賃未満で支払ってきた  
ところはそのままにしておいてはいけないと思うんです。  
だからこういう点、今後厳しく労働局としても監督指導をお願いしたい。

部 会 長        それでは、河地委員は最低工賃の引き上げについてどのようにお考えですか。

河 地 委 員        結論は仕方がないのかな、現状維持かなと思いますが、やはり現場を見ていく  
ともものすごく劣悪なんですよね。ですから工賃だけの問題ではなくて、縦割り  
じゃなくて横も一緒にしなければ、指導なり考えなりを出していけるようなシ  
ステムを国として作っていくといいなと思います。

部 会 長        ありがとうございます。  
それでは、上島委員はいかがですか。

上 島 委 員        心情的には、最低賃金との格差を考えますとかわいそうだなという感じはしま

すけれど、世界と競争しているという現状を考えると已むなしということだと思います。

部 会 長             ありがとうございました。それでは、皆様の意見も出揃ったようですので、全員が事務局の原案に対して賛成であるということになりました。つまり、婦人服最低工賃の引き上げについては見送りということになります。なお、最低工賃未満の委託者がいた場合には、監督指導を強化していただきたいという要望がありました。また、現場は大変で、工賃だけでの問題ではないので、労働局だけでなく全国的に横の連携ができるようなシステムづくりも重要だというご意見もありました。

                      日本経済は、2008年9月のリーマンショック以降の打撃のなかで、本年の3.11の東日本大震災、そしてそれ以降のサプライチェーンの復旧・復興、また福島原発問題等に端を発する電力問題等、問題山積の状態にあります。

                      このような状況を考えますと、今年度は婦人服製造業最低工賃の引き上げは見送らざるをえないということになりました。

                      以上で審議を終わりますが、事務局から何かございますか。

賃 金 課 長             特にございません。

部 会 長             それではここで、審議会を閉会させていただきます。

                      長時間にわたり熱心に御審議いただきましてありがとうございました。